

# 令和2年度 京都市立病院感染性産業廃棄物処分業務 委託仕様書

## 京都市立病院機構理念

- 市民のいのちと健康を守ります。
- 患者中心の最適な医療を提供します。
- 地域と一緒にって健康長寿のまちづくりに貢献します。

## 京都市立病院憲章

- 質の高い安全な医療を提供するとともに、地域の医療水準の向上に貢献します。
- 患者の権利と尊厳を尊重し、心のこもった医療を提供します。
- 救急や災害時における地域に必要な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持・増進に貢献します。
- 病院運営に参画する事業者等とのパートナーシップを強め、健全な病院経営に努めます。
- 職員の育成に努め、職員が自信と誇りを持ち、全力で医療に従事できる職場環境を作ります。

地方独立行政法人京都市立病院機構

## 第1章 総則

### 1 委託業務名称

令和2年度京都市立病院感染性産業廃棄物処分業務

### 2 排出事業場

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1番地の2）

### 3 委託業務期間（又は契約期間）

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 4 趣旨

本書は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「甲」という。）が運営する京都市立病院における「令和2年度京都市立病院感染性産業廃棄物処分業務」の仕様書である。業務の実施にあたっては、廃棄物の処分及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。），その他関係法令，及び地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程を遵守するとともに，本仕様書に基づき業務の遂行にあたること。

### 5 用語の定義

監督職員とは、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第40条に規定する職員をいい，この契約において京都市立病院事務局管理PFI担当に所属する職員をいう。

## 第2章 委託事項

### 1 業務内容

甲は、業務受託者（以下「乙」という。）に対し京都市立病院から排出する感染性産業廃棄物の処分業務を委託する。

### 2 感染性産業廃棄物の受入

乙は、甲が別途契約する収集運搬業者（以下「丙」という。）が下表1のとおり収集運搬する感染性産業廃棄物を、収集日のうちに京都市長の許可を受けた処分施設で受け入れるものとする。

表1 収集頻度

種類	収集頻度 (日曜日及び1月1日から1月3日までを除く)
鋭利物（黄）	650 リッル／日 又は 1300 リッル／2日
血液等汚染物（赤）	200 リッル／日 又は 400 リッル／2日
その他（オレンジ）	5,500 リッル／日 又は 11,000 リッル／2日
(備考) 収集作業時間：午前9時～午後4時	

### 3 感染性産業廃棄物の処分

受入れた廃棄物は、種類に応じ許可を受けた方法で、速やかに焼却処分等を行うこと。

#### 4 処分予定数量

下表2による。

表2 処分予定数量

廃棄物の種類	処分予定数量
銳利物（黄）	17,000 リットル／月
血液等汚染物（赤）	
その他（オレンジ）	合計11,000 kg／月

※ 処分予定数量は、平成31年1月から令和元年12月までの実績の平均値を繰り上げた数値であり、増減する場合がある。

#### 5 電子マニフェストの運用

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処分振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWN E T」という。）を利用して実施するものとする。電子マニフェストの運用にあたっては、甲、乙及び丙の3者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 甲、乙又は丙のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由によってJWN E Tを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を使用するものとする。

#### 6 委託料

- (1) 甲は、乙の請求により、業務が終了した当該期間の委託料を支払う。
- (2) 金額は別途契約書にて定める単価に基づき算出する。
- (3) 支払いは、1箇月単位とする。
- (4) 年度の途中で契約の解除となった場合は、処分済の処分量により、総支払金額を算出して支払うものとし、支払済の金額がある場合は総支払金額から支払済金額を除いた残額を支払うものとする。

#### 7 業務の一時停止

- (1) 乙は、やむを得ない事由により受け入れた廃棄物の処分を一時的に行わない場合には、甲にその理由及び期間を事前に文書で通知しなければならない。
- (2) 乙は、やむを得ない事由により上記2のとおり受入を一時的に行わない場合には、事前に甲の了解を得なければならない。
- (3) 乙は廃掃法施行規則第10条の6の2に規定する事由が発生した場合には、再委託先の紹介等、甲が行う再委託に協力しなければならない。

#### 8 一般事項

- (1) 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督職員と協議すること。
- (2) 乙は、仕様書によることが困難な場合、監督職員と協議すること。

#### 9 業務管理

- (1) 乙は、処分に伴う事故について、事故原因が甲に帰すべき場合を除き、乙が責を負うものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得したこと及び廃棄物に含まれる個人情報は、契約期間の内外を問わず、甲の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。

10 契約解除時に引渡し済である廃棄物の取扱い

乙の義務違反により甲が契約を解除した時点で引き渡しを受けている廃棄物については乙の責任において処分すること。

11 再委託の禁止

(1) 乙は、本契約に係る履行の一部又は全部を他の者に再委託してはならない。ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

(2) 乙がこの条項に違反したときは、本契約を解除するものとする。

12 廃棄物処分乙記入欄について

乙が最終処分を委託又は別事業所で行う場合、契約書を交わす際、中間処理の許可書と共に最終処分地の許可書の写しを添付すること。ただし、最終処分地の許可書の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分乙記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処分方法・処分能力等）を記載のうえ、提出し承諾を得ること。

13 その他

許可証の許可事項に変更があった時は、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出すること。

**産業廃棄物 処 分 乙記入欄**

乙に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に□の記入のみとする。

乙が廃棄物の処分等を行う場所の所在地	□ 許可証のとおり
乙が行う処分方法	□ 許可証のとおり
乙が行う処分の施設の処分能力	□ 許可証のとおり

**※ 甲の委託業務が中間処理の場合**

最終処分地について、いずれか選択して□を記入し、不備のないようにすること。

最終処分先の許可証の写しを添付       最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地  ※ 名称・許可番号があれば必ず記載すること	
最終処分先の処分方法	
最終処分先の施設の処分能力	